

行政機関における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について  
(通知案)

平成 27 年〇月〇日  
特定個人情報保護委員会決定

特定個人情報保護委員会においては、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)」(以下「ガイドライン」という。)を平成 26 年 12 月 18 日に策定・公表したところである。

ガイドラインの「第 3-6 特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応」において、特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応については、別に定めるとしていたものであるが、行政機関(「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 58 号)第 2 条第 1 項に規定する行政機関をいう。以下同じ。)における「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。)違反又は番号法違反のおそれが発覚した場合の対応として、次のとおり定めることとする。

行政機関は、その取り扱う特定個人情報(委託を受けた者が取り扱うものを含む。)に関する番号法違反又は番号法違反のおそれが発覚した場合には、次の事項について必要な措置を講ずるものとする。

- 1 組織内における報告、応急対応  
責任ある立場の者に報告するとともに、被害拡大防止のための適切な措置を講じる。
- 2 事実調査、原因の究明  
事実関係を調査し、番号法違反又は番号法違反のおそれが把握できた場合には、その原因究明にあたる。
- 3 影響範囲の特定  
2 で把握した事実関係による影響がどれほど及ぶのか、その範囲を特定する。
- 4 再発防止策の検討・実施  
2 で究明した原因を踏まえ、再発防止策を検討し、速やかに実施する。

5 影響を受ける可能性のある本人への連絡等

事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係等について、速やかに、本人へ連絡し、又は本人が容易に知り得る状態に置く。

6 事実関係、再発防止策等の公表

事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表する。

7 特定個人情報保護委員会への報告

行政機関は、番号法違反又は番号法違反のおそれが発覚した場合には、事実関係及び再発防止策等について、速やかに特定個人情報保護委員会に報告する。

また、特定個人情報に関する重大事案（①情報提供ネットワークシステム又は個人番号を取り扱う情報システムで使用するネットワークから外部への情報漏えい等の場合（不正アクセス又は不正プログラムによるものを含む。）、②情報漏えい等があった特定個人情報の本人の数が 101 人以上である可能性が高い場合、③不特定多数の人が閲覧できる状態になった場合、④職員等が不正に持ち出したり利用したりした場合、⑤その他各機関において重大事案と判断される場合）又はそのおそれが発覚した場合には、直ちに特定個人情報保護委員会に第一報を報告する。